

# 構造改革特区（提案状況）

〈H22年11月現在〉

## 提 案

<第1次提案 4>

H14.8	426構想（全国）	
・留学生特区		<県>
・大分港環境・物流特区		<県>
・田園暮らし応援特区		<県>
・温泉療養の公的医療保険適用		<別府市>

<第2次提案 3>

H15.1	651構想（全国）	※累計1,077構想
・留学生特区（再提案・拡充）		<県>
・大分港環境・産業活性化・物流特区（拡充）		<県>
・花野果ランド4.5特区		<民間>

<第3次提案 5>

H15.6	280構想（全国）	※累計1,357構想
・ハウスワイン（自家製果実酒）特区		<県、安心院町、民間>
・スポーツ健康県おおい推進特区		<県>
・木の香る街づくり推進特区		<県>
・有害鳥獣被害防止推進特区		<県>
・エコエネルギー導入推進特区		<県>

<第4次提案 2>

H15.11	338構想（全国）	※累計1,695構想
・ハウスワイン（自家製果実酒）特区（再提案）		<県、安心院町、民間>
・田園暮らし応援特区（拡充）		<県>

<第5次提案：地域再生（第2次）含む 11>

H16.6	1325構想（全国）	※累計3,020構想
・ハウスワイン（自家製果実酒）特区（再提案）		<県、安心院町、民間>
・清川村マムシ特区		<清川村>
・ゆふいん原酒の里構想		<湯布院町>
・うすきかぼす産地再生事業		<臼杵市>
・商家民泊による城下町ツーリズム特区		<竹田市>
・神楽の里のフラワーグリーン計画		<庄内町>
・マイカー乗合いによる新しい地域交通システムの創設		<民間>
・地域包括型ヘルスアップで健康長寿		<臼杵市>
・利用者の立場にたったタクシー利用活性化プロジェクト		<民間>
・CO2排出権取引の制度化構想		<中津江村>
・歴史的文化的財を活かすまちづくり		<日田市>

<第6次提案 6>

H16.11	286構想（全国）	※累計3,306構想
・ハウスワイン（自家製果実酒）特区（再提案）		<県、安心院町、民間>
・外国人高度実践技術者養成構想		<県>
・大規模特殊建築物木材活用活性化事業		<日田市>
・国際通り構想		<民間>
・古き良き湯治場文化再生構想		<民間>
・「県央都市計画青白特区」構想		<民間>

<第7次提案：地域再生（第3次）含む 5>

H17.6	317構想（全国）	※累計3,623構想
・大分港大在コンテナターミナル物流活性化構想		<県>
・大分流通拠点活性化プロジェクト		<県>
・地場産品販路拡大による都市との交流推進		<日田市>
・市民協働のまちづくり		<民間>
・建築物における駐車施設の付置義務規制の緩和		<民間>

<第8次提案 14>

H17.11	276構想 (全国)	※累計3,899構想
・防護対象物への水噴霧・泡ヘッド取り付け基準の緩和		<県、民間>
・連続運転認定された第1種圧力容器と同種同形式容器の認定要領の緩和		<県、民間>
・連続運転認定されたプラントにおける第1種圧力容器の安全弁の吹き出し先に止め弁設置		<県、民間>
・蒸気ボイラーにおけるガラス水面計の緩和		<県、民間>
・ストレーナー等と化学設備間の2重弁設置規制の緩和		<県、民間>
・ボイラー・一圧容器の連続運転認定取得事業者が行う開放検査に対する性能検査代行機関の確認の廃止		<県、民間>
・特定事業所における保安区画面積規制の緩和		<県、民間>
・特定港における土日・祝祭日の危険物荷役変更申請の許可		<県、民間>
・特定港における危険物を積載した船舶の夜間着棧の規制緩和		<県、民間>
・港則法適用海域（特定港）における工事・作業許可申請の届出化		<県、民間>
・既設電動機の高回転数制御		<県、民間>
・蒸気タービンによる発電		<県、民間>
・産業廃棄物管理票交付要件の緩和		<県、民間>
・特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用要件の緩和		<県、民間>

<第9次提案：地域再生（第4次）含む 5>

H18.7	364構想 (全国)	※累計4,263構想
・地域の知の拠点再生プログラムの認定		<民間>
・製造業における一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和		<県、民間>
・森林整備事業補助金（間伐補助金）に掛かる「立ち枯らし間伐」の導入		<臼杵市>
・自治体が行う患者等搬送事業者への緊急通行権の付与		<日田市>
・嘱託職員による救急業務の実施		<日田市>

<第10次提案 2>

H18.11	279構想 (全国)	※累計4,542構想
・市町村の行う救急業務の救急隊の編成の緩和		<日田市>
・救急自動車の指定要件の緩和		<日田市>

<第11次提案：地域再生（第5次）含む 5>

H19.7	400構想 (全国)	※累計4,942構想
・果実酒の最低製造数量の緩和		<県、宇佐市、民間>
・消防職員OBが行う応急処置の規制緩和		<日田市>
・消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員の規制		<日田市>
・介護保険法による地域密着型サービスの認知症対応型通所介護利用の規制緩和		<県、由布市、民間>
・「日本政策投資銀行の低利融資等」の取扱いについて		<豊後高田市>

<第12次提案 5>

H19.11	206構想 (全国)	※累計5,148構想
・連続運転認定された第一種圧力容器と同種同形式容器の認定要領の緩和		<県、民間>
・ボイラー安全弁の止め弁の設置		<県、民間>
・高圧ガス設備における軽微変更届条件内の「じょ限量」規制を廃止		<県、民間>
・航空障害灯に係る規制緩和		<県、民間>
・石油精製及び石油化学プラントにおけるガス専焼炉の煤塵濃度測定頻度の緩和		<県、民間>

<第13次提案：地域再生（第6次）含む 1>

H20.7	153構想 (全国)	※累計5,301構想
・土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う共有持ち分についての規制緩和		<民間>

<第14次提案 8>

H20.11	132構想 (全国)	※累計5,433構想
・揮発油の数量測定に質量流量計を使用できるように、器差試験方法を規制緩和		<県、民間>
・蒸気ボイラーにおけるガラス水面計設置基準の緩和		<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリテラシー養成コースを修了した者が初期診察を行うことができるように規制を緩和		<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリテラシー養成コースを修了した者が初期診察を行うことができるように規制を緩和		<県、民間>

・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了した者が継続診療を行うことができるように規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了した者が継続診療を行うことができるように規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了した者が継続診療を行ってきた患者の死亡確認及び死亡診断書を代筆することができるように規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースに在籍する学生が医療施設等で行う実習は、処罰の対象とならないよう規制を緩和	<県、民間>

<第15次提案：地域再生（第7次）含む 13>

H21.7	167構想（全国）	※累計5,600構想
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、高血圧症の患者に対して包括的健康マネジメントを行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、高血圧症の患者に対して、既に医師により処方されている薬剤を継続して処方できるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、褥瘡に対して、ドレッシング剤および外用薬の処方と処置が行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、除細動器を使用できるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、インフルエンザの予防接種及び簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して包括的健康マネジメントを行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、下肢末梢血管閉塞症の患者に対して、既に医師により処方されている運動療法・処置及び薬剤を継続して処方（継続処方）を行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを履修している学生が、包括的健康マネジメント、処方、処置を実習として実施することを許容すること	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、病状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者に対して包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、病状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）患者に対して、看護的治療マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、発熱、下痢、便秘、悪寒・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に対して、包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、発熱、下痢、便秘、悪寒・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える患者に対して、看護的治療マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅で終末期ケアを行ってきた患者の死亡を確認することができるよう規制を緩和	<県、民間>	

<第16次提案 18>

H21.11	114構想（全国）	※累計5,714構想
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、病状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）をもつ成人・高齢患者に対して包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、症状の安定している慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など）をもつ成人・高齢患者に対して、看護的治療マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、発熱、下痢、便秘、悪寒・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える成人・高齢患者に対して、包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、発熱、下痢、便秘、悪寒・嘔吐、頭部を除く打撲、捻挫などを訴える成人・高齢患者に対して、看護的治療マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、本態性高血圧症の成人・高齢患者に対して、包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、本態性高血圧症の成人・高齢患者に対して、既に医師により処方されている薬剤を継続して処方（継続処方）を行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の成人・高齢患者の褥瘡に対して、ドレッシング剤および外用薬の処方と処置が行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の成人・高齢患者の褥瘡に対してデブリドマンが行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の終末期ケアを提供している成人・高齢患者の疼痛緩和するために看護的治療マネジメントが行えるよう規制を緩和	<県、民間>	
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースウティリティー養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、下肢末梢血管閉塞症の成人・高齢患者に対して包括的健康マネジメントを行うことができるよう規制を緩和	<県、民間>	

・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、下肢末梢血管閉塞症の成人・高齢患者に対して、予め医師により処方されている運動療法・処置及び薬剤を継続して処方(継続処方)を行えるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の胃瘻造設している成人・高齢患者のカテーテル交換ができるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の膀胱瘻造設している成人・高齢患者のカテーテル交換ができるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の成人・高齢患者に点眼薬の処方ができるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の成人・高齢患者に対してインフルエンザの予防接種及び簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅等で療養中の成人・高齢患者に対して除細動器を使用できるよう規制を緩和	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、包括的健康マネジメント、処方、処置を実習として実施することを許容すること	<県、民間>
・大分県立看護科学大学大学院修士課程のナースリハビリテーション養成コースを修了し、成人・老年期の健康に関する専門知識と技能を有すると厚生労働大臣が認める者が、在宅で終末期ケアを行ってきた患者の死亡を確認することができるよう規制を緩和	<県、民間>

<第17次 1>

H22.3	167構想(全国)	※累計5,881構想
・都市と農村の交流体験活動に限り、軽トラの荷台への参加者の乗車を許可		
<民間>		

<第18次 1>

H22.7	169構想(全国)	※累計6,050構想
・救急救命士の間接声門視認型硬性喉頭鏡使用の許可		
<民間> 他県民間等と共同提案		

<第19次 20>

H22.11	142構想(全国)	※累計6,192構想
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の人員、設備、運営に関する基準を「参酌すべき基準」とすること</li> <li>・同基準を定める権限、施設の設置認可、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業(保育ママ)における面積基準及び保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とすること</li> <li>・同基準の設定権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲すること</li> </ul>		
・保育所における食事の外部搬入の実施		
・病院等の病床数算定基準の緩和		
・特例病床算定手続きの見直し		
・就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの実施主体に関する要件の緩和		
・認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入れ		
・小規模多機能型居宅介護事業所の利用制限緩和		
・短期入所療養介護サービスの充実		
・訪問リハビリサービスの利便向上及び供給拡大並びに従業者の雇用拡大		
・小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準等の緩和		
・回復期リハビリテーション病棟の施設基準の緩和		
・宿泊型自立訓練に係る定員規模等の緩和		
・児童相談所長、児童自立支援施設長の任命基準の柔軟化		
・保健所長の医師資格要件の見直し		
・道路構造令及び標識令の条例委任の適用範囲の拡大		
・下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和		
・下水道法第7条(構造の基準)の廃止		
・鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準の撤廃		
・発電水利権における使用水量等に応じた水利使用区分の設定		
<県>		

<県>※他都道府県との共同提案